

# 鳥取縣公報

## 規則

鳥取縣規則第八十三号

鳥取縣林産物等検査事務監査規則を次のように定める。

昭和二十三年十一月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣林産物等検査事務監査規則

第一條 指定農林物産検査法、臨時物産需給調整法並びにこれ等によつて制定された関係法令による林産物等の検査の厳正を期し、その配給の円滑を図るため、この規則の定めるところにより林産物等検査事務の監査を行う。

第二條 前條の監査を行うため次の職員を置く。

- 監 察 長 一名
- 監 察 主任 一名

昭和二十三年十一月十六日 火曜日  
第千九百六十一号

監 察 員 若干名

第三條 監査は随時監査とし、知事が必要と認めるときこれを行わせる。

第四條 監察長は知事の命を受け、監察主任及び監察員を指揮し、監査計画を樹立し監査を実施するものとする。

前項の監査を実施したときは、監査の結果並びに対策について、意見を附し知事に複命しなければならない。監察主任は監察長を補佐し監査に従事する。

第五條 監査を行う職員は監査執行上必要があると認めるときは、林産物等の製造又は生産する場所、居室、倉庫その他林産物等の所在する場所を臨検し、又は運搬の停止を命ずることができる。

第六條 監査を行う職員は林産物検査員、木材業者、林

本書ノ大キサハ國定規格▲列5

産物等製産業者等に書類の提出を命ずることができる。  
第七條 監査を行うときは、別紙様式の監察員証を携帯しなければならない。

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。

別紙様式

監察員之証様式

第 号
林産物等検査事務監察員之証
鳥 取 縣

裏 昭和 年 月 日交付

鳥取縣規則第八十四号

昭和二十三年農林省令第九十八号加工炭需給調整規則に

基いて鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則を次のように定める。

昭和二十三年十一月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則

第一條 本縣の加工炭の需給調整については、昭和二十三年農林省令第九十八号加工炭需給調整規則（以下規則という。）によるの外、この細則の定めるところによる。

第二條 規則施行の日現在において加工炭の製造を業とする者は、規則施行の日から三十日以内に、規則施行の日の翌日からあらたに加工炭の製造を業とする者は、その製造をはじめた日から三十日以内に知事に、工場及び品目別に届け出なければならない。  
前項の届出事項中に変更があつた場合には、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

第三條 加工炭を購入しようとする者で、小売店舗及び年間に消費する加工炭の品目別数量の合計が五百疋

（孔明れん炭又はたどんは、個数を重量に換算する。）  
以上の業務用消費者（加工炭の製造を業とする者で、自己の製造した加工炭を、その業務用に消費する者を含む。以下同じ。）は知事に、その他の消費者は所在の市町村長に届け出で、規則第四條第一項の割当公文書（割当公文書という。）の交付を受けなければならない。

第四條 家庭用消費者は、前條の届出の場合には、昭和二十三年農林省令第七十三号薪炭需給調整規則第二十条第二項の配給券を提示してその余白の個所に加工炭の購入割当数量の記入を受けるとし、その記入を受けた配給券は市町村長の交付する割当公文書とみなす。

第五條 この細則公布の日の翌日以後においてはじめて加工炭を小売店舗から購入しようとする業務用消費者は、購入予約券の交付を受けた日から一週間以内に小売店舗に購入予約券を提出して購入の予約をしなければならない。

第六條 営業を止めようとする小売店舗は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。この場合知事は、その者の住所及び氏名を公表し、この公表の日を営業を止めた日とする。

営業を止めた者は、止めた日から二日以内に前條の予約券をその提出者に返還しなければならない。  
前項の返還を受けた者は、その予約券を提出して第一項の公表の日から一週間以内にあらためて他の小売店舗に購入の予約をしなければならない。

第七條 小売店舗は、要規則第十二條第六項の規定による購入予約更新の日から、営業を止めた者は、前條第一項の公表の日から一週間以内に知事に報告しなければならない。

前項の更新の日又は公表の日小売店舗が加工炭在庫を有する場合には、その処分につき知事の指示に従わなければならない。  
第五條の予約券を受理した小売店舗は、前項の更新の日後過滞なく知事にこれを返還しなければならない。

00280

第八條 地方事務所長及び市長は、規則第十四條の小売店舗の報告を取りまとめ、知事に報告するものとする。

第九條 規則第十六條第一項の出荷若しくは配給を命ぜられた者は、その指示によつて加工炭を出荷し若しくは配給しなければならぬ。

第十條 規則第四條第四項の規定により不服の申立をしようとする者は、その申立と同時に不服申立書の寫を知事に提出しなければならぬ。

前項の場合において不服申立の成立したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならぬ。

第十一條 規則及びこの細則により知事に提出する書類は、業を営む区域が二市郡以上に亘る者が提出するものを除き、所轄地方事務所（市部にあつては市役所。）を経由しなければならない。

第十二條 規則及びこの細則の規定により取り扱う書類の様式は、農林大臣の定めるもの、外附表による。

附則

第十三條 この細則は、公布の日からこれを施行する。

附 表

規則第十四條 製造業者の分

加工炭生産等報告書（〇月分）

品目	種類	数量	計	前月生産		規則第十五條による		破損したもの		月末在庫		原料	
				数量	用途別	数量	用途別	数量	用途別	数量	用途別	数量	用途別

加工炭需給調整規則第十四條第一号の規定により右の通り報告致します。

年 月 日

知事 宛 住所 氏 名

注意 売渡数量（用途別）欄には知事の指示による用途を記入すること。

00281

2 規則第十四條 小売店舗の分

加工炭売渡等報告書（〇月分）

品目	種類	数量	計	上月		当月		破損したもの		月末在庫	
				数量	用途別	数量	用途別	数量	用途別	数量	用途別

加工炭需給調整規則第十四條第二号の規定により右の通り報告致します。

年 月 日

知事 宛 住所 氏 名

注意 売渡（用途別）欄には知事の指示による用途を記入すること。

3 第一條の届出

加工炭製造開始届

品目	種類	製造開始年月日	工場所在地	動力の種類及び馬力	製造加工炭の数量	同上年間製造予定数量

右の通り加工炭の製造を開始したから届け出で致します。

年 月 日

知事 宛 住所 氏 名

4 第三條の届出 小売店舗の分

加工炭購入数量届

品目	種類	購入数量（用途別）	備考



卸売業者又は小売店舗は、普通薪又は粉炭の買受け及び買受けたもの輸送につき、消費者の委託を受けることができる。

訓令

鳥取縣訓令甲第二十號

療中一般 療

昭和二十二年鳥取縣訓令甲第五十三号終戦処理費物品出納規程の一部を次のように改正し昭和二十三年九月一日からこれを適用する。

昭和二十三年十一月十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

第三條中「建築課長及び主任縣出納員をいう。」とあるを「管轄課長、西伯地方事務所主任縣出納員及び知事が特に任命するものをいう。」に改める。

告示

鳥取縣告示第五百七十四号  
農林省令第八十一号蔬菜及び漬物配給規則第三條第四項の規定に基き当該指定消費地域の小売業者を次の様に昭和二十三年十一月十日登録した。

昭和二十三年十一月十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣告示第五百七十三号  
昭和二十二年閣令、内務省令第二号第八條の規定により東伯郡社村議會議員並びに氣高郡鹿野町長の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年十一月十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

經營主 施設長 所在地 定員  
種別 施設の名称 氏名  
保育所 私立 岩井愛宕 蓬萊実嚴 岩美郡岩井町 六〇  
保幼園 宇岩井四七八

昭和二十三年十一月十六日から  
年十一月二十日まで

鳥取縣告示第五百七十四号

農林省令第八十一号蔬菜及び漬物配給規則第三條第四項の規定に基き当該指定消費地域の小売業者を次の様に昭和二十三年十一月十日登録した。

昭和二十三年十一月十六日

鳥取縣知事 西尾愛治

種類別消費地名 登録番号 住所 氏名  
蔬菜 鳥取市 蔬小一 東町 本庄 かめ  
同二 同 葛蒲 実  
同三 同 西町 永見 信治  
同四 同 同 網澤 政子  
同五 同 同 津田長太郎  
同六 同 同 藤井さえ子  
同七 同 江崎町 岩崎 純一  
同八 同 同 佐々木幸治  
同九 同 同 村山 慶三  
同一〇 同 丸山町 村上 善市  
同一一 同 御城端町 谷口 秋藏

同一二 豆腐町 平野きみ子  
同一三 材木町 山根 定藏  
同一四 同 安藤 昭彦  
同一五 本町四丁目 桑本 八郎  
同一六 同 岡村 増藏  
同一七 川端四丁目 住谷 義雄  
同一八 四丁目尻 住谷 吉太郎  
同一九 南本寺町 田中 平一  
同二〇 同 浅井 君枝  
同二一 同 戸田 義信  
同二二 同 小林 花子  
同二三 北品治町 網花 幸治  
同二四 同 横田 よし  
同二五 同 戸田 信雄  
同二六 同 岩田 はる  
同二七 同 新居 明治  
同二八 同 山本 千代  
同二九 同 松井 悟市

同三〇号	元鑛物師町	浅井 義雄
同三一号	新品治町	山本 ちよう
同三二号	元大工町	山本 忠之
同三三号	片原一丁目	藤谷 久
同三四号	若櫻町	金田 賢一
同三五号	本町一丁目	山本 頼雄
同三六号	職人町	吉川 とう
同三七号	二階町一丁目	墨土とみ子
同三八号	新町	田中 かよ
同三九号	元魚町一丁目	仲島 よね
同四〇号	同二丁目	山田 市郎
同四一号	川端三丁目	吉田 りつ
同四二号	同	井上 益子
同四三号	鏡片原町	近藤 与平
同四四号	同	中村 さよ
同四五号	同	古西 はる
同四六号	同	坂本 春治
同四七号	同	林 考之

同四八号	同	山崎 恭子
同四九号	同	尾崎つね子
同五〇号	上町	西尾 正夫
同五一号	御弓町	萩原 甚市
同五二号	同	高松多美子
同五三号	大工町頭	田中 壽治
同五四号	吉方町	米谷 榮
同五五号	同	重田チエ子
同五六号	同	西村 アサ
同五七号	立川二丁目	大阪 幸男
同五八号	同	大澤弥之助
同五九号	同	栗岡 芳子
同六〇号	同	西垣 郁造
同六一号	同三丁目	田中 親輝
同六二号	同四丁目	唯 己之助
同六三号	同五丁目	片岡 壽吉
同六四号	寺町	岩本 健吉
同六五号	同	中村 廣雄

同六六号	同	横山孫三郎
同六七号	同	山根 龍夫
同六八号	川外大工町	大澤 増子
同六九号	同	中尾 ルイ
同七〇号	東品治町	有岡清五郎
同七一号	同	安部 定吉
同七二号	同	龍澤 松子
同七三号	瓦町	岩永シズエ
同七四号	今町一丁目	上田 コト
同七五号	同	小坂 タミ
同七六号	同	浅木 キミ
同七七号	同二丁目	谷口茂一郎
同七八号	同	芝田キヨ子
同七九号	吉方一区	岸田 利夫
同八〇号	同二区	中井 直造
同八一号	同	横山 フサ
同八二号	同三区	辰己美代子
同八三号	同	花島 悟郎

同八四号	同四区	横山 八郎
同八五号	同	野際 乙松
同八六号	末廣町	三浦 速人
同八七号	同	川口 義治
同八八号	市管アパート	西尾吉太郎
同八九号	行徳	高島 重雄
同九〇号	同	小田 実
同九一号	同	木下 花子
同九二号	同	林 正美
同九三号	同	福田 ぬい
同九四号	古市	谷口 つね
同九五号	西品治町	秋田千代子
同九六号	同	田賀 まつ
同九七号	賀露町	中谷 初市
同九八号	同	中本 総吉
同九九号	同	宮根治太郎
同一〇〇号	同	綱尾 せき
同一〇一號	同	塩根 安治

同二〇二號	同	出雲弘太郎
同二〇三號	鏡片原町	三谷 久子
同二〇四號	南本寺町	坂本幸太郎
同二〇五號	鏡片原町	灘波 よし
同二〇六號	同	山本 慶藏
同二〇七號	北本寺町	浜津 みよ
同二〇八號	川端一丁目	南部 こま
同二〇九號	元鑄物師町	岩崎 兼藏
同二一〇號	千代町	中島 富藏
同二一一號	住吉町	牧野平太郎
同二一二號	湊町	井上権石工門
同二一三號	東町	山崎政太郎
同二一四號	宮川町	中川 ひで
同二一五號	同	福本 幸一
同二一七號	堺町一丁目	大久保重男
同二一八號	同	東 春政
同二一九號	明治町	小田 春長
		岩田 信雄

同二二〇號	同	福井市次郎
同二二一號	同	後藤 恒治
同二二二號	同	上村 すみ
同二二三號	同	米澤 正夫
同二二四號	大正町	中川 梅藏
同二二五號	同	久米田岩雄
同二二六號	新町一丁目	玉城 芳藏
同二二七號	同二丁目	吉田 邦治
同二二八號	同三丁目	杉井 忠吉
同二二九號	福吉町	梶井 勇
同二三〇號	魚町	金原豊次郎
同二三一號	東仲町	谷岡 松雄
同二三二號	同	松尾 兼利
同二三三號	西町	金田弥之助
同二三四號	瀬崎町	矢田 〆
同二三五號	同	大村 義徳
同二三六號	同	倉吉生活協同 購買利用組合
同二三七號	東岩倉町	金原源次郎

同二三八號	同	新田 亀治
同二三九號	西岩倉町	磯辺 藤三
同二四〇號	越中町	永生毅美夫
同二四一號	同	金原 治郎
同二四二號	同	高田 勝雄
同二四三號	越殿町	金本才力工
同二四四號	銀治町一丁目	中江 廣吉
同二四五號	同	稲島 富雄
同二四六號	同二丁目	岩崎 ぶさ
同二四七號	河原町	石賀 定藏
同二四八號	博勞町一丁目	宇野 利通
同二四九號	同二丁目	吉岡武一郎
同二五〇號	同	倉谷 貞春
同二五一號	同	長谷川 幸
同二五二號	同三丁目	石倉 光子
同二五三號	桃町一丁目	青砥彦三郎
同二五四號	同	寺尾 鹿藏
同二五五號	同二丁目	大田 実

同二五六號	道笑町一丁目	岡本 光明
同二五七號	同	稲田 米子
同二五八號	同二丁目	増本 吉幸
同二五九號	同	高野 令一
同二六〇號	同三丁目	岩崎 喜十
同二六一號	同	上杉 重雄
同二六二號	同	安田 忠夫
同二六三號	同	伊澤 圭一
同二六四號	同	澁谷虎之丞
同二六五號	万能町	佐野淺太郎
同二六六號	紺屋町	松井 輝治
同二六七號	東倉吉町	藤波喜美子
同二六八號	加茂町一丁目	川手 慶三
同二六九號	同	渡辺 恒榮
同二七〇號	同	奥田 康廣
同二七一號	茶町	瀬尾竹次郎
同二七二號	同	松原 知礼
同二七三號	塩町	仲津万吉郎

同二七四号	末廣町	手島	喜朗
同二七五号	同	石田	友市
同二七六号	同	和田	恒夫
同二七七号	大工町	清水	綾子
同二七八号	同	池田	輝一
同二七九号	祇園町一丁目	清水	忠七
同二八〇号	角盤町一丁目	江角	平次郎
同二八一号	同	和田	豊
同二八二号	同	勝田	仲次郎
同二八三号	同	平野	國憲
同二八四号	同二丁目	奈良	井つや子
同二八五号	同	齊木	豊三郎
同二八六号	同三丁目	山本	昌恭
同二八七号	同	都田	照正
同二八八号	同	持田	龜市
同二八九号	同	石橋	夕ク
同二九〇号	錦町三丁目	荻野	永太郎
同二九一号	同	室	千代子

同二九二号	朝日町	味村	貞夫
同二九三号	同	鹿田	伊三雄
同二九四号	同	山本	光子
同二九五号	西倉吉町	江原	直己
同二九六号	中町	佐野	初代
同二九七号	岩倉町	後藤	順一
同二九八号	同	松本	善將
同二九九号	寺町	石飛	金太郎
同三〇〇号	同	安田	孟人
同三〇一号	内町	和田	賢
同三〇二号	立町一丁目	山本	忠治
同三〇三号	同二丁目	門脇	武久
同三〇四号	同三丁目	仙田	仲博
同三〇五号	同四丁目	坪田	金藏
同三〇六号	灘町二丁目	齊木	健藏
同三〇七号	同三丁目	藤江	治良
同三〇八号	西町	高山	茂市
同三〇九号	皆生	田村	英夫

同二一〇号	博勞町一丁目	青木	富治
同二一一号	同	箕浦	梅子
同二一二号	同	足羽	詮一
同二一三号	桃町二丁目	今津	道春
同二一四号	同	山本	忠藏
同二一五号	道笑町二丁目	岩崎	壽夫
同二一六号	加茂町一丁目	原	善次郎
同二一七号	尾高町	福多	房子
同二一八号	東倉吉町	亀尾	幸雄
同二一九号	茶町	岩佐	盛利
同二二〇号	兩三柳	澤田	ヨシ
同二二一号	博勞町一丁目	白井	九一郎
同二二二号	法勝寺町	関鍋	二郎
同二二三号	同	奥村	文子
同二二四号	東町	武内	一
同二二五号	朝日町	眞壁	武一
同二二六号	同	嶋本	辰太郎
同二二七号	同	西山	匡規

同二二八号	同	福光	傳三郎
同二二九号	東倉吉町	樋野	幾造
同二三〇号	同	山下	奥治郎
同二三一号	角盤町一丁目	市川	正夫
同二三二號	同二丁目	岩宮	辰夫
同二三三號	同	谷本	叶
同二三四號	同三丁目	安藤	金三
同二三五號	同四丁目	亀尾	重太郎
同二三六號	西倉吉町	立川	鶴子
同二三七號	同	今井	津子
同二三八號	同	高木	卯一
同二三九號	同	加藤	タルノ
同二四〇號	同	石指	綾子
同二四一號	同	野口	良一
同二四二號	同	飯塚	民藏
同二四三號	同	富田	重太郎
同二四四號	同	長尾	武治
同二四五號	同	清末	吉盛

島根縣公報 第九百六十一號 昭和二十三年十一月十六日 (第三種郵便物認可) 一五



島取縣公報 第九百六十一號 昭和二十三年十一月十六日 (第三種郵便物認可) 一六

同二四六號	同	堀内美津子	同二六四號	同	渡辺千代子
同二四七號	錦町二丁目	永見 節子	同二六五號	本町	田口 亀吉
同二四八號	觀音寺	木下 克慶	同二六六號	同	長谷川三次郎
同二四九號	立町一丁目	角田 和平	同二六七號	同	手島 實
同二五〇號	同二丁目	茅野 康二	同二六八號	同	柳樂 源七
同二五一號	同三丁目	安部 克巳	同二六九號	松ヶ枝町	手島トラノ
同二五二號	寺町	永井 哲雄	同二七〇號	大正町	池淵 敏得
同二五三號	天神町二丁目	重松セキノ	同二七一號	東雲町	草場 道子
同二五四號	灘町一丁目	山内 龜吉	同二七二號	同	由木 鮮一
同二五五號	同二丁目	中吉 郎	同二七三號	本町	高尾 茂実
同二五六號	車尾	岡田 名子			
同二五七號	本町	池田 忠天			
同二五八號	相生町	早瀬 淨			
同二五九號	同	菅田 鶴子			
同二六〇號	中町	西岡 茂十			
同二六一號	同	黒見 正三			
同二六二號	末廣町	梅谷 昌一			
同二六三號	同	門永仙 郎			

昭和二十三年十一月十六日印  
昭和二十三年十一月十六日發行

鳥取縣公報

昭和二十四年四月十五日  
鳥取縣郵便物認可

發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 東 印刷所 鳥取縣 鳥取市 東町 東